

令和4年度 地方公共団体及び事業者等による食品廃棄ゼロエリア創出の推進モデル事業等 公募要領

1. はじめに

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）については、令和元年7月に同法の新たな基本方針を公表するとともに、関係省令等の一部改正を行うなど、他省庁及び地方公共団体等と協力しながら、食品循環資源の再生利用等（食品リサイクル法第3条第1項に規定する食品循環資源の再生利用等をいう。以下同じ。）の促進に努めているところである。

上記の新たな基本方針では、第4次循環型社会形成推進基本計画において2030年度までに2000年度比で半減するとした家庭系食品ロスと同様に、事業系食品ロスについても2030年度までに2000年度比で半減することを掲げ、さらに社会情勢を踏まえたサプライチェーン全体の取組及びそれを支える関連産業との協働による食品ロス削減の取組の推進について明記されている。

また、令和元年5月に成立した食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年5月法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」という。）においては、食料の多くを輸入に依存する我が国にとって、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題であり、国民各層がそれぞれの立場で主体的に取り組むことが重要とされていることから、今後、食品ロスの削減に向けて、より一層取組を強化していく必要がある。

更に、令和3年6月に決定された地方脱炭素ロードマップにおいて、食品ロスの削減と食品リサイクルにより食品廃棄ゼロエリアの創出を推進することが資源循環の高度化を通じた循環経済への移行のための主要な施策の一つとして位置づけられた。

上記を踏まえ、食品ロス削減と食品リサイクルを実効的に推進するため、地方公共団体や事業者等が実施する取組を支援し、その成果を広く発信することで、他の地域への展開・波及を図ることを目的とし、以下の通り部門Ⅰ～Ⅳについての公募を行うものである。

2. 対象事業

（1）事業の内容

提案内容に応じて、以下4つの部門（部門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）に分けて募集を行う。

部門名	提案・申請内容	募集対象
部門Ⅰ	食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業	地方公共団体 事業者等
部門Ⅱ	mottECO 導入モデル事業	地方公共団体 事業者等
部門Ⅲ	食品リサイクル推進・食品ロス削減モデル事業	地方公共団体 事業者等
部門Ⅳ	学校給食等における食品リサイクル推進・食品ロス削減モデル事業	地方公共団体等

※「事業者等」とは、以下を想定し、いずれも「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約できる者に限ります。

- ① 民間企業、② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、③ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等、④ 特定非営利活動法人、⑤ その他団体（モデル事業実施に必要な経理基盤、実施体制を有する団体に限る）

部門 I 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業

本モデル事業は、地方公共団体や事業者等が特定のエリア内の食品廃棄ゼロ（食品の焼却・埋立ゼロ）を実施するため、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを活用した施策実施に必要となる事前調査、関係者との調整支援等及び効果検証について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等（GHG削減効果やその他の効果の試算や拡大推計等が想定される）に限る）を行うものである。

申請者においては、特定のエリア内の食品廃棄ゼロのモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、計画に基づく事業の実施を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備（※事業期間中にレンタルで設置するものは可とする）を伴わないものとする）。

<具体的なテーマ例>

- ・地域の商店街から出る食品廃棄物を、普及啓発等の食品ロス削減施策の実施、食品リサイクルの実施によりゼロにする。また、食品廃棄ゼロを達成した際の施策の効果検証及び食品廃棄ゼロを継続・拡大するための課題整理を行う。
- ・商業ビル内の飲食店や小売店から出る食品廃棄物を、mottECO等の食品ロス削減施策の実施、フードバンクへの寄附の実施、食品リサイクルの実施等によりゼロにする。また、食品廃棄ゼロを達成した際の施策の効果検証及び食品廃棄ゼロを継続・拡大するための課題整理を行う。
- ・食品廃棄ゼロエリア創出に向けて、エリア内に分散する店舗等から効率的・効果的な収集運搬を行うための実証を行い、また、食品廃棄ゼロを達成した際の施策の効果検証及び食品廃棄ゼロを継続・拡大するための課題整理を行う。

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた食品ロス削減施策、食品リサイクル方法の活用等、様々な方法で食品廃棄ゼロエリア創出に向けた自由な提案を求めるものです。

（エリアの大小は問いません。）

※また、本モデル事業内で必ず食品廃棄ゼロを（期間限定であっても）達成するようにしてください。

※食品廃棄ゼロエリア創出に向けた中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、申請書の中でその位置づけについても記載ください（モデル事業は令和4年度の単年度の支援です）。

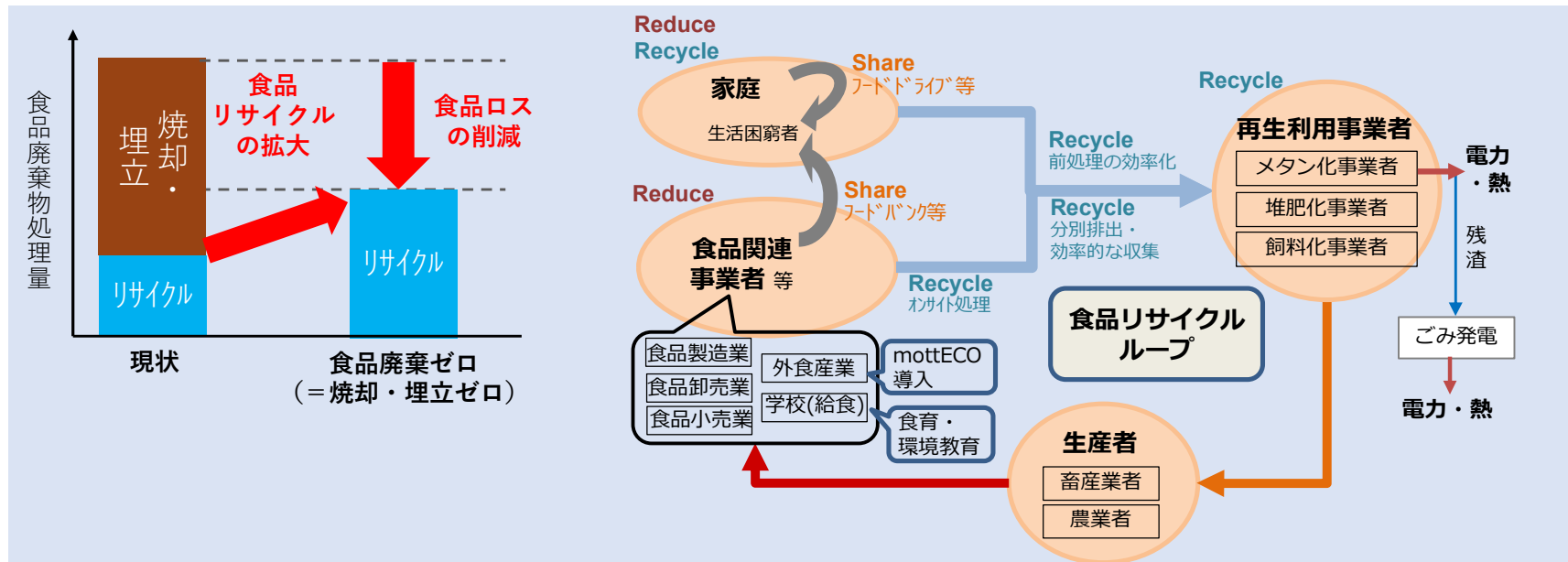
※本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、さらなる発展や他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択致します。

※なお、事業実施の前に、環境省で開催する検討会において、計画内容について検討を行い、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

(参考) 食品廃棄ゼロエリア

- 国と地方が協働・共創して 2050 年までのカーボンニュートラルを実現するため、特に地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での実現に向けたロードマップ、及び、それを実現するための国と地方による具体的な方策について議論する場として「国・地方脱炭素実現会議」を開催。令和3年6月9日に「地域脱炭素ロードマップ」を決定。
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/pdf/20210609_chiiki_roadmap_gaiyou.pdf)
- 「重点対策⑥ 資源循環の高度化を通じた循環経済への移行」として食品廃棄ゼロエリアの創出を位置づけ。
 - ◇ 飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO）やフードドライブ、災害用備蓄食品の寄附、事業者による商慣習の見直しなどの食品ロス削減対策及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロを目指す先行エリアを創出する。
- 食品廃棄ゼロの達成について、具体的には、食品ロス削減対策及び食品循環資源のリサイクルにより食品廃棄ゼロ（＝焼却・埋立ゼロ）を目指すことを想定する。

食品廃棄ゼロの達成イメージ



部門Ⅱ mottECO 導入モデル事業

本モデル事業は、地方公共団体や事業者等が飲食店等において mottECO の導入を行い、導入のための調査・検討・課題整理、事業継続のためのスキーム検討、普及啓発資材の活用、消費者への自己責任の呼びかけ方法の検討やそれらの効果の検証、関係者との調整等について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等（GHG 削減効果やその他の効果の試算や拡大推計等が想定される）に限る）を行うものである。

例えば、以下のような実施内容を想定する。

- ・利用者に対する mottECO の更なる利用促進のための啓発、利用者へのアンケート調査
- ・衛生面の配慮、利用者の自己責任に関する啓発方法の検討
- ・mottECO 導入を踏まえての課題整理や効果検証（導入前と導入後の食品廃棄物等の発生量の比較及び食べ残しの持ち帰り量の比較など、定量的な検証）

申請者においては、mottECO 導入モデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、計画に基づく事業の実施とその効果の検証を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

※本モデル事業内で必ず mottECO の導入を行ってください。

なお、すでに持ち帰りを行っている（拒否していない）事業者等であっても、更に力を入れて積極的に推進したいなど、mottECO の普及促進に資する事業の応募は可能です。

※mottECO 導入に向けた中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、申請書の中でその位置づけについても記載ください（モデル事業は令和 4 年度の単年度の支援です）。

※本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、さらなる発展や同業他社、他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択致します。

※なお、事業実施の前に、環境省で開催する検討会において、計画内容について検討を行い、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

部門Ⅲ 食品リサイクル推進・食品ロス削減モデル事業

本モデル事業は、食品関連事業者や市民団体等と連携した先導的な食品リサイクル・食品ロス削減の施策を実施しようとする地方公共団体や事業者等を支援することを目的とし、施策実施に必要な事前調査、関係者との調整、施策の効果検証等について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等（GHG削減効果やその他の効果の試算や拡大推計等が想定される）に限る）を行うものである。

食品リサイクル推進、食品ロス削減の促進に資する取組を幅広く求め、新規性・先進性があり、また、食品ロス削減については、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とする。

申請者においては、地域における食品リサイクル・食品ロス削減の推進に資するモデル事業の計画を立案の上、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、モデル事業の計画を実施する（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

<具体的なテーマ例>

（食品リサイクルの場合）

- ・ショッピングモール等における効率的な食品循環資源等の回収・収集に向けた検討・実証
- ・発生する食品廃棄物の特性の分析等を踏まえた再生利用手法の検討
- ・地域における再生利用事業者の事業拡大、育成・誘致を図るための検討・実証

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による食品リサイクル推進・食品ロス削減の実施に向けた自由な提案を求めるものです。ただし、新規性・先進性のある取組を求めており、また、食品ロス削減については、調査・検討のみではなく実効性のある取組であることを要件とします。

※食品リサイクル推進・食品ロス削減に向けた中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、申請書の中でその位置づけについても記載ください（モデル事業は令和4年度の単年度の支援です）。

※本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、さらなる発展や同業他社、他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択致します。

※なお、事業実施の前に、環境省で開催する検討会において、計画内容について検討を行い、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

部門Ⅳ 学校給食における食品リサイクル推進・食品ロス削減モデル事業¹

本モデル事業は、地方公共団体や学校法人等が、市区町村教育委員会、学校関係者、関係事業者等の地域の関係者と協力し、学校給食の実施に伴う食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3Rの実施や、3Rを教材とした食育・環境教育の実施、地域循環共生圏の形成・高度化の取組について、その費用の支援及び技術的支援（事業実施者が困難な効果検証等（GHG削減効果やその他の効果の試算や拡大推計等が想定される）に限る）を行うものである。

例えば、以下のような実施内容を想定する。

- ・地域の学校給食の実態にあわせた食品ロス削減等に関する取組の検討と実施
- ・取り組みの効果検証（事業実施前と実施後で学校給食における食品ロス削減量を比較、及び生徒や学校給食関係者の意識変化等を比較するなど）

申請者においては、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に、計画に基づく事業の実施とその効果の検証を行う（申請者が必要に応じて他との連携を図りつつ自主的に実施する事業であり、施設整備を伴わないものとする）。

<具体的なテーマ例>

- ・市区町村内の学校における学校給食の実施に関し、食品ロス削減に係る取組の実施及びその効果検証（例：児童・生徒による食べ残し削減策の話し合い、動画・スライドでの食品ロス削減に向けた意識啓発等を行い、実施前と実施後で効果検証を行う）
- ・市区町村内における学校給食の実施に伴い発生する食品廃棄物（調理残さ、食べ残し等）についての再生利用（飼料化、肥料化等）に係る取組の実施及びその効果検証
- ・上記の再生利用により製造された飼料、肥料等及びこれらを利用して生産された農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品等について市区町村内又は近隣の地域において利用する地域循環の取組の実施及びその効果検証
- ・食品廃棄物に関する取組に加えて行う、学校給食の実施に関連して発生する廃棄物の3Rの取組の実施及びその効果検証
- ・食品ロス削減、食品廃棄物の再生利用等を題材とした、児童・生徒の3Rの理解を高めるための教育実施及びその効果検証

※なお、上記はあくまで一例であり、地域の実情に応じた創意工夫による学校給食における食品リサイクル推進・食品ロス削減の実施に向けた自由な提案を求めるものです。

※学校給食における食品リサイクル推進・食品ロス削減等に向けた中長期的な計画・構想の中での一部分をモデル事業として申請する場合には、申請書の中でその位置づけについても記載ください（モデル事業は令和4年度の単年度の支援です）。

※本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるもの、さらなる発展や他の地域への展開が期待されるものを優先的に採択致します。

¹ 環境省では、平成27年度から学校給食における食品ロスの削減を含む食品廃棄物の3R促進や、これらの学習教材としての活用を促進するためのモデル事業として「学校給食の実施に伴い発生する廃棄物の3R促進モデル事業」を実施しており、食品リサイクル、食品ロス削減の取組のさらなる推進を図るため、応募・募集の方法を変更し、令和3年度から実施しているもの。過去の取組成果については、環境省ウェブサイトを参照（https://www.env.go.jp/recycle/food/kanren_siryu.html）。

※なお、事業実施の前に、環境省で開催する検討会において、計画内容について検討を行い、環境省リサイクル推進室と計画内容についての事前調整を図る場合があります。

(2) 公募の対象

申請者は部門Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについては地方公共団体（都道府県、市区町村）や事業者等を原則とする。ただし、複数の地方公共団体や事業者等が共同で提案することを妨げない。部門Ⅳについては地方公共団体（都道府県、市区町村）や学校法人等を原則とする。ただし、地方公共団体が事業者等と共同で提案すること、複数の地方公共団体と共同で提案することを妨げない。

部門Ⅰについては3件程度、部門Ⅱ～Ⅳについてはそれぞれ2件程度の採択を予定。

(3) 事業の助成内容

本事業では、申請者の事業計画に沿って、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が技術的支援を行う（期間中3回程度の打合せを想定。例えば、事業内容全般に関する意見交換・助言、効果測定の実施（アンケート設問内容の意見出し）など）とともに、事業実施に係る実費として、部門Ⅰについては、1事業当たり上限700万円（税込）まで、部門Ⅱについては、1事業当たり上限500万円（税込）、部門Ⅲ、Ⅳについては、1事業当たり上限200万円（税込）までを上限に、必要経費に係る支払いを行うことが可能。

具体的な額については、環境省担当官及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負業者が検討し、事業計画の熟度・実現可能性や具体性に応じて減額される場合がある。※決定される事業費は、申請者が記載する申請金額と必ずしも一致するものではない。

(4) 事業対象経費

各事業のうち、モデル事業等の実施に必要な費用、会議・調整のための費用（例えば、会場費、構成員の交通費・謝金など）、広報・PRのための費用（例えば、ポスターやパンフレットの作成費用、その配布費用）、調査・検討・分析の費用（例えば、アンケート調査の実施費用）、その他必要と認められる経費（例えば、mottECO用容器の製造・購入費、ただし開発料等は含まれません）に該当する費用とし、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者から支払う。

※備品購入や施設整備（事業期間中にレンタルで設置するものは可とする）など事業終了後に財産となるような支出、単価が5万円を超える物品の計上は不可とする。

(5) 事業の実施期間

令和4年5月頃（採択後）から令和5年2月28日まで

※本モデル事業等の実施に際して、有識者等からの助言を得るため、検討会を開催する予定（年度内に最大3回、場所は東京都内若しくはオンラインを予定）。また、事業内容の説明のため、検討会に参加を求める場合がある。

(6) 事業の成果報告

事業の成果を報告書としてとりまとめ、提出すること。

報告書に記載する事項としては、事業の実施内容、得られた効果（達成した成果）、課題の整理及び今後の対応策・展望等を想定するが、詳細は採択決定後に環境省及び環境省が別途契約した

本事業の事務局請負事業者とともに協議することとする。

また、事業期間中は、定期的に事業の進捗状況・予算執行状況を環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負業者に報告することとする（頻度は1ヵ月に1回程度を想定、フォーマットは環境省及び環境省が別途契約した本事業の事務局請負業者より提供）。

3. 応募方法等

(1) 応募方法

添付資料2の様式による申請書に必要事項を記入の上、申請書一式を添付して、下記(3)の宛先まで電子メールで提出すること。部門ごとに記載内容が異なるので注意。

(2) 公募期間

令和4年3月1日(火) 16:00～3月31日(木) 18:00

(3) 応募先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
食品ロス・食品リサイクル担当
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
Email： hairi-recycle@env.go.jp

(4) 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
食品ロス・食品リサイクル担当(野村・前田)
所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
Email： TOSHIKI_NOMURA@env.go.jp ・ RISA_MAEDA@env.go.jp
※可能な限り Email でのお問い合わせをお願いいたします。
TEL：03-3581-3351(内線5245・5240)

4. 選定方法・基準等

(1) 選定方法

環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者が開催する有識者等を構成委員とした選考会において、食品リサイクル推進・食品ロス削減等の効果、他地域への展開可能性などの観点から、対象事業を選定する。なお、選定過程において、申請者にヒアリングや追加資料の作成等を依頼する場合がある。

(2) 選定基準

モデル事業等の選定に当たっては、以下の観点から評価を行う。

(ア) 事業の有効性

- ・食品リサイクル推進、食品ロス削減の促進に資するものであるか。(全部門)
- ・mottECO 導入の促進に資するものであるか。(該当する場合、特に部門Ⅱ)
- ・期待される効果と事業費との妥当性 (全部門)

(イ) 事業としての継続性、発展性・波及性

- ・本事業終了後も、引き続き実施されることが見込まれるものであるか。(全部門、特に部門Ⅰ及びⅡ)
- ・当該モデル事業等のさらなる発展や他の地域、同業他社への展開が可能なものであるか。普及啓発も含め期待される効果は大きいのか。(全部門、期待される効果が大きいものは加点)

(ウ) 事業の新規性、先進性

- ・これまでにない新規性・先進性のある取組であるか。(該当する場合は加点)

(エ) 事業の具体性・実現可能性

- ・実施計画書の計画(スケジュール等)が適切であり、具体的に記載されているか。(全部門)
- ・事業の成果目標が適切であり、具体的に記載されているか。(全部門)
- ・事業の効果検証や課題整理の方法が具体的に記載されているか。効果検証(定量的・定性的な効果のいずれも)の方法は適切に設定されているか。(全部門)
- ・事業の推進体制として、事業成果の取りまとめ、環境省との連絡調整等に対応し得る体制が整えられているか。(全部門)
- ・モデル事業の実施により想定される効果として、食品リサイクル量、食品ロス削減量が記載されているか。(該当する場合)
- ・関連団体等(事業者、NPO等)との円滑な協力や連携が図られているか、またはモデル事業内で協力や連携を図ることが具体的に計画されているか。(該当する場合)

(3) 選定結果

選定結果は、令和4年5月中に申請者へ文書等により通知する。(状況に応じて、通知時期は前後する可能性有り)

5. その他(注意事項など)

- ①過去に環境省モデル事業(令和3年度 地方公共団体及び事業者等による食品ロス削減・食品リサイクル推進モデル事業等)に採択された事業の発展的・継続的な取組であっても申請を妨げるものではない。
- ②採択された場合は、事業内容の詳細について環境省と打ち合わせた上で、モデル事業等を実施する者として環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者との協力の下に事業を開始する。進捗管理、分析、実施報告等に必要な書類等は、環境省が別途契約した本事業の事務局請負事業者に従い提出すること。
- ③事業の終了後、事業成果のフォローアップ等のため、報告等を求める場合がある。
- ④事業の進捗に応じ、環境省への報告等が別途求められる場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、申請書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(以上)